

市民生活協同組合ならコープ

ならっぴカード（組合員証兼プリペイドカード）利用約款

第1条.本約款の目的

本約款は、市民生活協同組合ならコープ（以下「生協」という）が発行する組合員証兼プリペイドカードならっぴカード（以下「ならっぴカード」という）に付帯する「ならっぴカードサービス」について規定するものであり、組合員がならっぴカードを使用してプリペイド機能を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、ならっぴカードサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める約款が適用されるものとします。

第2条.定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. ならっぴカードとは、ならコープのポイントカード機能に加え、ならっぴカードマネーによる、ならっぴカードサービス機能をもつカードです。
2. ならっぴカードマネーとは、生協が発行したならっぴカードを介して所定のサーバー上に記録される金銭的価値を証するものをいいます。
3. ならっぴカードサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払として、生協所定の方法によりならっぴカードにチャージされたならっぴカードマネーを利用する事で、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
4. チャージとは、**第4条.チャージ(入金)**に定める方法により、組合員がならっぴカードにならっぴカードマネーを加算する事をいいます。
5. ならっぴカード残高とは、最後にならっぴカードを照会した日における、ならっぴカードマネーの残余数量をいいます。

第3条.不正使用等の禁止

1. ならっぴカードは、ならコープの組合員及び同居の家族の方のみ使用できます。他人への貸与・譲渡はできません。

2. 組合員は、ならっぴカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をする事はできません。
3. 次のいずれかに該当するときは、当生協は組合員にカードの利用をお断りし、カード自体を失効したうえで、組合員のカードを当生協にお引き渡しいただきます。
 - (1)組合員が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであること
を知って使用した場合
 - (2)カードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合
 - (3)本約款に違反した場合
 - (4)その他、本カードが不正に利用された場合
4. 前項各号の疑いがある場合、当生協は調査の為、一時的にカードをお預かりできるものとします。
5. なお、当生協は、本条3項各号該当行為をした組合員に対しては、当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。

第4条.チャージ(入金)

1. 組合員は、生協所定の場所・方法にてならっぴカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり45,000円までチャージする事ができ、1枚のならっぴカードに対して、上限90,000円まで繰り返しチャージできるものとします。

また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは当社のキャンペーン等で会員のチャージ金額等に応じて生協が付与する場合があります。プレミアムは1枚のならっぴカードに対して10,000円以下と致します。1枚のならっぴカードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め100,000円です。

第5条.ならっぴカードサービスの利用

1. 組合員は、日本国内のならっぴカード取扱いマークのある生協の店舗でならっぴカードサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける事ができるものとします。但し、生協が定める一部商品、サービスについて、利用を制限する場合があります。
2. 組合員が日本国内のならっぴカード取扱いマークのある生協の店舗でならっぴカードサービスを利用

して商品等の購入または提供を受ける場合、ならっぴカード残高から商品等購入または提供合計額を差し引く事により、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。

3. 組合員は、ならっぴカード残高が商品等の購入合計額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方法により、支払っていただきます。
4. 組合員が生協において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるならっぴカードの枚数は、1枚に限ります。
5. 組合員は、ならっぴカードサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるならっぴカード残高を照会し、誤りがない事を確認していただきます。万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出ていただきます。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該ならっぴカード残高について誤りがない事を了承した事とします。但し、組合員が証拠に基づき誤りを立証した時はこの限りではありません。

第6条.ならっぴカード残高

1. ならっぴカード残高、最後にならっぴカードサービスを利用した日および最後にチャージした日は、ならっぴカードサービス利用時のレシート、チャージ機、生協ホームページにて照会する事ができます。
2. 生協ホームページにおいては、生協所定の方法で残高のほか利用履歴を確認する事ができます。但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は生協の定めるところによります。照会に際しての電話料金及びインターネット利用料金等は組合員のご負担となります。
3. 組合員は最後にならっぴカードサービスを利用した日または最後にチャージした日から10年を経過した場合、自動的に失効し、ならっぴカード残高はゼロとなります。

第7条.ならっぴカード残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、ならっぴカード残高を他のカードに移行する事はできません。

第8条.ならっぴカードサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージする事、ならっぴカードサービスを利用する事、及びならっぴカード残高の照会をする事ができない事をあらかじめ承諾していただきます。

- (1) 生協が、ならっぴカードサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) ならっぴカードの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第9条.換金等不可

第17条に定めるところにより、生協がならっぴカードサービスを終了する場合を除き、ならっぴカード残高の換金または現金の払戻しはできません。

第10条.脱退

1. 組合員は生協所定の方法により生協を脱退する事ができるものとします。この時、生協所定の期間が経過したときに、組合員資格が喪失され、ならっぴカードの利用ができなくなります。
2. 前項の場合、ならっぴカードにチャージされているならっぴカード残高の現金の払い戻しは出来ないものとします。
3. 脱退前にならっぴカード残高を使い切った後に、ならっぴカードはご返却ください。

第11条.ならっぴカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

ならっぴカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたならっぴカード残高が、再発行されたならっぴカードに引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料を支払うものとします。

第12条.ならっぴカードの紛失・盗難等の場合

1. 紛失・盗難により、生協が認めてならっぴカードが再発行された場合、生協でならっぴカードの利用停止措置が完了した時点のならっぴカード残高が再発行されたならっぴカードに引き継がれるものとします。
2. 組合員がならっぴカードの紛失・盗難を申し出てから生協による利用停止措置が完了するまでに2日程度、利用停止措置が完了した時点のならっぴカード残高の移行、および再発行には5日程度を要する必要がある事を組合員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前にならっぴカード残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負わないものとします。

3. 組合員が紛失・盗難届出時にならっぴカード残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したならっぴカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、生協は一切の責任を負わないものとします。
4. 紛失・盗難によるならっぴカード再発行の場合、生協所定の発行料を支払うものとします。

第13条.生協との紛議

1. 組合員が、ならっぴカードサービスを利用して購入または提供をうけた商品等について、組合員から返品を求められた場合や、瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、組合員は、生協に対し、ならっぴカードサービスの利用行為の取り消し等を求める事はできないものとします。

第14条.個人情報の収集・利用

組合員（本条においては、ならっぴカードサービスの申し込みをしようとする方を含みます）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申し込み時に生協に届け出た事項およびならっぴカードサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます）を、生協が定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用する事に同意するものとします。

第15条.約款の変更

1. 生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知する事で、本約款を変更する事ができるものとします。また約款変更後、組合員がチャージ、ならっぴカードサービスを利用した商品等の購入、ならっぴカード残高の照会をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 約款変更後、組合員が脱退する事なく1ヵ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条.ならっぴカードサービスの終了

1. 生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知する事により、ならっ

ぴカードサービスを全面的に終了する事ができるものとします。

(1)社会情勢の変化

(2)法令の改廃

(3)その他生協のやむを得ない都合による場合

2. 前項の場合、法令に基づき、組合員は生協の定める方法により、ならっぴカード残高に相当する現金の払戻しを生協に求める事ができるものとします。但し、生協が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされる事を異議なく承諾するものとします。

第17条.制限責任

ならっぴカードサービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、組合員がならっぴカードサービスを利用する事ができない事で当該組合員に生じた損害等について、生協はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。但し、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第18条.通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第19条.業務委託

生協は、本約款に基づくならっぴカードサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託する事ができるものとします。

第20条.合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする事を異議なく承諾するものとします。

「ならっぴカードに付されるならっぴカードマーク」



【ご相談窓口】

1. ならっぴカードサービスに関するお問い合わせ、ご相談等は、下記までご連絡ください。
2. 個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

市民生活協同組合ならコープ
〒630-8503 奈良市恋の窪一丁目2番2号
TEL0742 (34) 8731 (代表)
受付：10時～17時（土・日除く）
（URL） <https://www.my-narappi.com>